

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 百四十号
- 三 道路の区域

新 A	旧 A	路線名
<p>二地先まで</p>	<p>秩父郡長瀬町大字本野上字町六三 二番一地从から 同郡同町大字長瀬字橋場三一四番</p>	<p>区 間</p>
<p>二〇・四〇</p>	<p>一一・六〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八八〇・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>である。</p>	<p>路予定区域の一部変更</p>	<p>備考</p> <p>平成二十二年十二月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号で告示した道</p>